

✚ 貨物概要

ポリエステル製フェルト及びプラスチック製シートから製造した床用敷物

性 状：パイル状のポリエステル製フェルト及びスパイク加工したプラスチック製シートを結合したものを長方形に裁断し、縁加工したもの

材 質：（表面）ポリエステル繊維  
（裏面）塩化ビニル（スパイク加工）

用 途：自動車用の床用マットとして使用（使用時の露出面は紡織用繊維）

サイズ：450 mm × 600 mm

✚ 分類

関税率表第 5704.90 号－1（統計番号 5704.90-100）の自動車用に適する寸法及び形状のフェルト製の床用敷物

✚ 分類理由

本品は、ポリエステル製フェルト及びスパイク加工したプラスチック製シートを結合したものを長方形に裁断し、縁加工したもので、以下の特徴を有する。

- ・ 追加の裁断等の必要がない最終製品である
- ・ 運転席又は助手席の足元に敷くことができる寸法と認められる
- ・ 自動車の床に敷いて用いるための滑り止め加工がなされている

これらを勘案すると、その性状から総合的に判断して「自動車用に適する寸法及び形状のもの」と認められますので、上記のとおり分類されます。

（参考）「自動車用に適する寸法及び形状のもの」に関するポイント

「自動車用に適する寸法及び形状のもの」とは、用途が自動車用であることのみでは充分ではなく、自動車用として特定の形状に裁断することによって、自動車用に専ら使用される外形的特徴を有し、かつ、専ら自動車用として使用されるサイズのものであります。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合にお

いては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）